

活水女子大学における研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている者のうち、研究活動を行う教職員をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項の調査審議
- (6) その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者によって構成される。

- (1) 統括責任者
 - (2) 学部長
 - (3) 大学事務長又は事務次長
 - (4) その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は前項第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故が生じた場合、その職務を代行する。
- 6 前項第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。
- 7 前項第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務処理は、総務課が行う。

(相談窓口)

第10条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、総務課の職員をもって充てる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 1

この規程は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。